

要 望 書

○ 地方一般財源総額の確保・充実

地方財政については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、2019年度から2021年度までの間、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針が示されたところです。

地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災対策等の役割を担っていくためにも、地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保・充実を図られたい。

○ 東京一極集中の是正と地方創生の推進に向けた施策の推進

東京一極集中の是正と地方創生の実現に向けて、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）の拡充・継続を図るとともに、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等の確保・充実を図られたい。

また、平成30年度与党税制改正大綱において平成31年度改正において結論を得るとされた地方法人課税の更なる偏在是正措置については、地方税の充実により財政力の格差が拡大することがないように、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて、地方法人課税の意義も踏まえつつ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討を行うべきとする全国知事会の提言を踏まえた検討を行われたい。

○ 幼児教育・高等教育の無償化等

「人づくり革命の実現と拡大」として実施することとされている幼児教育・高等教育の無償化等については、少子高齢化が進む中で全世代型の社会保障制度を構築する観点から重要な政策であるが、地方が重要な役割を担う施策が含まれていることから、国と地方の適切な役割分担や負担の在り方を整理するに当たっては、主な担い手である地方と十分協議するとともに、国の責任において、必要な地方財源を確実に確保されたい。

平成30年7月25日

全国知事会会長 上田 清司